

令和元年 11 月 12 日

海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会の設置趣旨

「海岸保全施設維持管理マニュアル」（以下、「マニュアル」という）、は、予防保全型の維持管理に基づく、海岸保全施設の点検・評価・対策工法等の標準的な要領を示し、海岸管理者による適切な維持管理に資することを目的として、平成 20 年 2 月に策定し、以降、順次改訂し内容の充実を図ってきたところであり、各海岸管理者においては、「マニュアル」を参考にして、施設の点検・修繕の方法、実施時期等を定めた「長寿命化計画」を定め、予防保全型の維持管理を実施している。

そうした中で、海岸保全施設のうち離岸堤、潜堤・人工リーフ、突堤・ヘッドランドについても、施設管理の標準的な要領の検討を行い、海岸管理者（都道府県等）による予防保全の視点に立った管理の充実を図る必要がある。また、堤防、護岸、胸壁については、平成 26 年 3 月のマニュアル改訂以降、海岸管理者による点検・健全度評価が行われているが、多くの施設で点検が一巡行われてきた現状を踏まえ、より適切な維持管理を確実にを行うため、健全度評価結果のフォローアップを行うことが重要である。

そのため、本委員会では、マニュアルの適用範囲を拡充し、離岸堤、潜堤・人工リーフ、突堤・ヘッドランドを追加するための検討を行うとともに、堤防、護岸、胸壁の健全度評価結果のフォローアップを行い、海岸管理者による海岸保全施設の適切な維持管理を促進するものである。